

## 広域連合ヒアリング結果一覧

平成23年1月  
消費者委員会事務局

項目	静岡県地方税滞納整理機構(静岡県)	鈴鹿亀山地区広域連合(三重県)
設立日	平成20年1月15日(平成20年4月1日業務開始)	平成11年6月1日(なお、「鈴鹿亀山消費生活センター」は平成18年4月1日に開設)
所在地	静岡県静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル6階(県庁舎のすぐ近く)	鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階(なお、鈴鹿亀山消費生活センターは、鈴鹿市算所1丁目3-3 鈴鹿農協平田駅前支店2階)
構成団体	静岡県及び県内全州市町(23市12町、うち政令市2)	2市(鈴鹿市・亀山市)
職員体制	計17名 ※出身自治体の職員の身分と併有	計35名 内 消費生活センター:4名、介護保険関係25名 ※出身自治体から派遣(身分を併有せず)
業務内容(*2)	①移管された地方税の滞納整理事務 ②徴収事務に係る研修事務及び相談事務 ③市町村税に係る課税研修事務(平成22年度から) ④軽自動車関係税申告書処理等事務(平成22年度から)	①広域市町村圏計画の策定に関する事 ②広域市町村圏計画の実施の連絡調整に関する事 ③介護保険法に基づく介護保険事業の実施に関する事 ④消費者行政に関する事(平成17年～) ⑤公共施設の相互利用における調整に関する事 ⑥広域的な取組を必要とする事務の調査研究及び調整に関する事 ⑦広域計画の期間及び改定に関する事
広域連合方式のメリット・効果	○この3年間で100億円の滞納処理ができ、総じて成功していると考えている。 ○本機構には、県が参加していることから、機構が県と協働して作成する事務の方針を機構から明確に提示して、参加している市町がこれに賛同するという形で進んでいて、意思決定が迅速に行われている。 ○広域連合の場合には、議会で予算等が可決した後は、その範囲内で、事務局の裁量で、支出を決められる(予算執行に関して構成団体との調整が不要である)ので、業務執行が計画的かつ迅速に行える。	○鈴鹿・亀山という、いわばつながった地域で同じレベルのサービスを受けられる。 ○専門相談員を確保しやすい。また、相談員を複数確保できることによって、お互いの研修のフォローもでき、相談員のスキルアップにもつながる。また、相談し合うことにより、解決策がたくさん出てきて、ベストな解決策を相談者に提示することが可能になる。
構成自治体の関係部局等との連携等	○本機構は県庁舎の外の建物にあるが、県の税務課等との連携は、大変密である。また、各市町からの出向者は、すべて派遣元との併任がかかっていることもあり、各市町村との連携関係についても、職員レベル、課長レベルともに、非常に密に行われている。 ○課長レベルでは、「静岡地方税滞納整理機構運営協議会」を設置して、年3回協議会を開いている。その場で、広域連合の運営に関する協議を行っている。もっとも、日ごろから、こちらも出向いて顔を合わすようにし、話を聞いている。	○行政職員は出身市の職員との人的関係があるので、連携に問題ない。 ○消費生活センターの所長が行政職員であるがゆえに、行政の組織を分かっている、各派遣元(構成市)と顔見知りであり、相談できる関係は維持されているので、連携はスムーズ。 ○鈴鹿市には「市民対話課」が、亀山市には「市民相談協働室」があり、消費生活に関する相談であれば、鈴鹿亀山消費生活センターに回している。 ○両市の「地域包括支援センター」には、高齢者から生活上の様々な相談が来るが、そこでの対応についても、消費生活センターの所長が支援センター間の打ち合わせに出向くなどして、連携を図っている。 ○(市役所の本庁から離れることに伴う、他部門との連携の希薄化について)人事ヒアリングでは、「派遣」という意識ではなく、一つの部署としてとらえている職員が多い。
運営上苦勞している点	○唯一、大変なこととしては、議会運営。議員等に対し、日程調整や事前説明などを行う必要があるが、事実上、事務局長と総務課長の2人で執行部と議会事務局の事務を担っており、重荷になっていることは事実。	○人事関係はある程度、構成市で担ってもらえるが、特別地方公共団体であるため、議会や出納関係など地方公共団体のほとんどの業務を広域連合自ら担う必要がある。(構成市の議会対応は行っていない。)
その他	○設立時に、連合長の選挙手続をどうするかで、前例がなく困った。	○相談員の確保、相談員の処遇の改善が課題。(弁護士に匹敵する高度な能力が必要な業務を行っているとの理解が得られにくい。) ○難しい事案の対応について、実務を踏まえた助言が必要。

## 【参 考】

### ■地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）（抄）

最終改正：平成22年6月4日法律第44号

（組合の種類及び設置）

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

- 2 普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 町村は、特別の必要がある場合においては、その事務の全部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、全部事務組合を設けることができる。この場合においては、全部事務組合内の各町村の議会及び執行機関は、全部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 6 町村は、特別の必要がある場合においては、役場事務を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、役場事務組合を設けることができる。この場合において、役場事務組合内各町村の執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、役場事務組合の成立と同時に消滅する。